

## 義務付け・枠付けの見直しについて

政府は、政権運営の基本方針として「地域主権の確立」を掲げた。

そして、「地域のことは地域が決める。活気に満ちた地域社会をつくる」とした理念は、先月25日に行われた政府主催全国都道府県知事会議においても、鳩山総理大臣から力強く語られたところである。

また、地方分権改革推進委員会が第3次勧告で示した義務付け・枠付けの見直しについては、原口地域主権推進担当大臣が地方要望分104条項について、勧告の内容を実現するとの決意の下、強い指示を出されていることに感謝するものである。

しかしながら、報道情報では、義務付け・枠付けの見直しに関する各府省の検討状況は、必ずしも、芳しいものとは言えず、府省によっては、ほとんどゼロ回答に近いとも伝えられている。これは、政府が掲げる地域主権の理念とはほど遠いものである。

例えば、保育所や幼稚園の設置、公立小中学校の学級編制は、地域に住む人々の暮らしに直結するものである。その暮らしを支える環境は、現場から遠い国が規定するのではなく、地域の実情を知り住民の生活を支えることに懸命に取り組む地方こそが、住民の意を踏まえて、判断し、決定していく仕組みに改めていくことが求められている。今回検討の対象となっているこれらの項目については、地方がこれまでも強く要請してきたものであり、勧告に従った見直しを率先して進めるべきものである。

義務付け・枠付けの見直しは、まさに、政府の地方分権改革への姿勢を示す試金石であり、「地域のことは地域が決める」との理念を具体化するため、政府においては、鳩山総理大臣、原口地域主権推進担当大臣を先頭に、政治主導の下、改革に全力を尽くされることを大いに期待し、また、心から応援するものである。

平成21年12月3日

全国知事会

地方分権推進特別委員会委員長

山田 啓二